

ワシントン条約の概要

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）

(CITES: Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora)

1. 目的

野生動植物の国際取引の規制を輸出国と輸入国とが協力して実施することにより、採取・捕獲を抑制して絶滅のおそれのある野生動植物の保護を図る

2. 経緯

1973年 3月3日 採択(ワシントン(米国))
1975年 7月1日 発効
1980年11月4日 我が国加盟

3. 締約国

182か国及びEU(2018年12月現在)

4. 締約国会議

(COP: Conference of the Parties)

2~3年に1回開催

直近ではCOP17が2016年9月にヨハネスブルク(南アフリカ)で開催。

次回COP18は、2019年8月にジュネーブ(スイス)で開催。

主に附属書Ⅰ・Ⅱの改正提案について検討(賛成・反対票の合計の2/3以上の賛成で採択)

※ 附属書Ⅲはいつでも提案及び取消可能であり、COPでの検討を経ずに導入

5. 附属書概要と主な掲載水棲動物種

	附属書Ⅰ	附属書Ⅱ	附属書Ⅲ
掲載基準	絶滅のおそれのある種で、取引により影響を受けるもの	<ul style="list-style-type: none"> 現在は必ずしも絶滅のおそれはないが、取引を厳重に規制しなければ絶滅のおそれのある種 附属書掲載種の取引を効果的に取り締まるために規制が必要な種(類似種) 	自国内の保護のため、他の締約国・地域の協力が必要となる種
規制内容	<p>商業目的の「貿易」及び「海からの持込み(※1)」の禁止 (学術目的の取引は可能であるが、厳重に管理され、科学的助言等に基づく輸入国及び輸出国当局発給の許可書が必要)</p>	<p>科学的助言等に基づく、輸出国当局発給の許可書が必要</p>	<p>(掲載国からの輸出)輸出国当局発給の許可書が必要</p> <p>(上記以外)原産地証明書等が必要</p>
主な掲載水棲動物種(※2)	<p>鯨類(イワシクジラ、ミンククジラ等)</p> <p>ジュゴン</p> <p>マナティー類</p> <p>ウミガメ類</p> <p>アジアアロワナ</p> <p>シーラカンス類 等</p>	<p>鯨類(附属書Ⅰ以外)</p> <p>サメ類(ジンベエザメ、ウバザメ、ホホジロザメ、ニシネズミザメ、ヨゴレ、シュモクザメ類、オナガザメ類、クロトガリザメ)</p> <p>オニイトマキエイ類、イトマキエイ類、チョウザメ類(附属書Ⅰ以外)、タツノオトシゴ類、メガネモチノウオ、ヨーロッパウナギ 等</p>	<p>フスクスナマコ【エクアドル】</p> <p>宝石サンゴ(モモイロサンゴ、アカサンゴ、シロサンゴ、ミッドサンゴ)【中国】 等</p>

※1: 公海で漁獲した附属書掲載種を水揚げする行為

※2: 我が国は、附属書Ⅰの主要な鯨類と、附属書Ⅱの下線の種を留保(留保種は条約上、附属書ⅠはⅡに、Ⅱは規制なしの扱いとなる)